

入札公告

いの町普通財産売払について、下記のとおり一般競争入札をおこないますので、いの町契約規則（平成16年いの町規則第46号）第5条及びいの町普通財産売却処分事務要綱（令和3年いの町告示第141号）第7条の規定により公告する。

令和7年6月30日

いの町長 池田 牧子

記

第1 一般競争入札に付する事項

- 1 契約件名 : いの町普通財産売払
- 2 物件番号等 : 下表のとおり

物件 番号	所在地番	登記 地目	公簿 (㎡)	実測 (㎡)	予定価格 (最低売払価格)
R7-1	いの町藤町24番	宅地	65.04	65.04	2,380,464円
R7-2	いの町波川字タテ原成山地1717番1	雑種地	853	853	19,530,000円
R7-3	いの町駅南町1167番5	宅地	52.37	52.37	1,885,320円

第2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加できる者は、提出期限までに第3に定める書類を提出し、かつ入札保証金を期日までに納付して入札参加資格有りと認められた個人及び法人とする。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の

4に該当する者

- (2) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年いの町規則第22号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当する者
- (3) 公告の日の前日までに納期限の到来した市町村税の滞納がある者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された公有財産に関する事務に従事する町職員
- (5) 破産法（平成16年法律）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれかを行っている者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生開始手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更正手続開始の申立がなされなかった者とみなす。

第3 入札の参加申込みに関する事項

- 1 申込及び配付期間：令和7年7月14日（月）から令和7年7月31日（木）
17時15分まで（町の閉庁日を除く8時30分～17時15分）
- 2 申込及び配付場所：高知県吾川郡いの町1700-1
いの町役場 管財契約課
電話：088-893-1114
FAX：088-893-0871
- 3 交付方法：直接交付、又はいの町公式ホームページからのダウンロードによる。
公告及び申込書様式：<https://www.town.ino.kochi.jp/>
- 4 提出部数：1部
- 5 提出方法：管財契約課へ持参もしくは書留郵便で郵送すること。郵送の場合は令和7年7月31日までの消印有効。
- 6 提出書類
 - (1) 町有財産一般競争入札参加申込書兼受付書（様式第2号）
 - (2) 住民票の写し※法人の場合は全部事項証明書

- (3) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード等）※法人の場合は代表者のもの
- (4) 住所地の市町村が発行する市町村税納税証明書若しくは完納証明書の原本(証明日が令和7年7月14日（月）以降のもの)
- (5) 誓約書

7 注意事項

- (1) この入札の参加申込において提出された書類は、返却しない。また申込書等について、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (2) 申込書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申込を無効とする。
- (3) 現地説明は行わない。見積のための調査等必要な場合は、各自により現地を下見されたい。
- (4) 物件は、現状有姿のままでの引き渡しとする。
- (5) 契約にあたっては入札価格のほか、登録免許税などの諸経費が別途必要となります。

第4 入札及び開札に関する事項

1 入札日時

物件番号R7-1：令和7年8月29日（金）

受付 午前9時45分～

入札 午前10時00分～

物件番号R7-2：令和7年8月29日（金）

受付 午前10時25分～

入札 午前10時40分～

物件番号R7-3：令和7年8月29日（金）

受付 午前11時05分～

入札 午前11時20分～

2 入札場所：いの町役場本庁舎 1階 103会議室

3 入札方法：(1) 一般競争入札

(2) いの町普通財産売却入札心得による

4 入札保証金

入札者は、入札の際、入札保証金として予定価格の100分の5に相当する額を令和7

年8月15日（金）から22日（金）までの間に納付しなければならない。

落札者以外の入札保証金は、入札保証金還付請求書に基づき直ちに本人に返還する。

第6 落札者の決定方法及び取消

入札価格が町の予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

落札者がその権利を放棄したとき、売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。そのときは、予定価格以上の次点者は落札者となることができる。

第7 契約及び契約保証金

- 1 落札者は、町有財産売払決定通知書を受けた日から14日以内に町と売買契約を締結する。
- 2 落札者は、落札価格の100分の10に相当する額の契約保証金を契約締結の日までに納付しなければならない。その際、既納の入札保証金を充当することができる。

第8 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、契約書に定める期限までに売買代金を支払わなければならない。

所有権移転登記は、売買代金完納後に町が行うが、登録免許税その他契約に係る経費は落札者の負担とする。ただし、落札者が期日までに売買代金を完納しない等契約条項を履行しないときは、契約を解除する。

契約を解除されたとき、落札者は売買代金の100分の10に相当する額の違約金を支払う。

第9 その他

落札者は、「町有財産売買契約書」により契約を締結することになるので、入札に参加しようとする者は、「町有財産売買契約書（案）」を熟読の上、入札に参加すること。なお、当該売買契約は、入札書に記載された入札者名義にて行うこと。